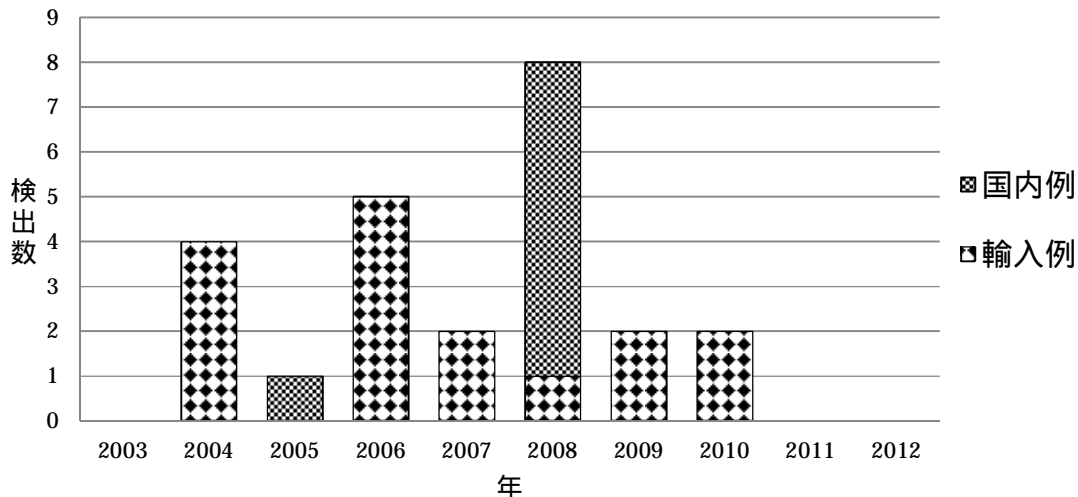


コレラ

コレラはコレラ菌 (*Vibrio cholerae* O1 および O139) で汚染された水や食物を摂取することによって感染する代表的な経口感染症の一つです。2007年4月の感染症法改正により、2類感染症から3類感染症に変更されたため、主な感染拡大阻止策は入院勧告ではなく、健康診断の勧告や必要な場合の就業制限によっています。同時に検疫法も改正され、2007年6月以降コレラは検疫の対象ではなくなりました。国内での報告数はその影響なのか、年間50人近くあった報告数が、年間30人以下となっています。しかし、海外に目を転じれば、WHOのコレラ菌によるコレラ発症報告数は、2011年に死者7,816人を含む累計589,854人となっており、1961年から現在まで第7次世界流行が続いています。そのため、旅行者下痢症として持ち込まれることが多く、輸入感染症の代表的なものの一つです。また、近年では海外渡航歴のない患者の発生もあり、輸入海産物の汚染等が疑われています。

下記に過去10年間に県内で検出され、衛生研究所で確認できたコレラ菌の検出状況を示しました。

埼玉県内のコレラ菌検出状況



県内に報告のあった事例の推定感染地は、2005年の1人と2008年の7人を除き、全て海外感染が疑われた事例でした。2008年の国内例の7人については、同一感染源からの集団食中毒が疑われました。2011年、2012年と県内ではコレラ患者の発生報告がありませんが、海外での流行状況を見れば、今後もその動向を注視する必要があると考えられます。